

令和6年度実施予定の行政等との連携事業一覧

No.	事業名	事業内容	事業の必要性等	過去の事業実績等	備考(その他特記事項)
1	広報委員会				
(1)	記念行事	名古屋市との共催で「憲法週間」と「法の日週間」の記念行事を開催する。なお、2021年度は、5月の憲法週間記念行事及び10月の法の日週間記念行事とも「会場集合とWeb方式(Zoomウェビナー)の併用」を予定していたが、コロナ感染状況を踏まえ、いずれもWeb方式(Zoomウェビナー)のみで開催した。2024年度は、リアルでの開催を予定している。	憲法、法律の意義、重要性を市民と一緒に考えるとともに、弁護士、弁護士会を市民に身近に感じてもらう機会となる。	2005年までは「記念行事特別委員会」が、その後は「広報委員会」が、継続して行ってきた事業である。	名古屋市からは、会場を無償で提供していただく他、宣伝広告で便宜を図っていただいている。
(2)	広報なごや「法律相談」原稿掲載	名古屋市の機関誌「広報なごや」に、市民向け「法律相談」の原稿を掲載。	市民に身近な問題を取り上げ、市民の疑問解消、紛争解決に貢献するとともに、弁護士、弁護士会を身近に感じてもらう機会となる。	20年以上継続している事業である。	
(3)	SNS発信でのリンク	弁護士会のSNS(ツイッター、フェイスブック)発信に際し、市民、事業者には有益な情報が提供されている行政のホームページへのリンクを貼って発信、紹介している。2020年度は、新型コロナウイルスの感染拡大関連に限定していたが、2021年度以降は「市民、事業者には有益な情報」を広く取り扱えるようになった。	市民の生活、事業者の業務遂行に多大な影響を及ぼす行政の制度、取り組みにつき、これら制度等を少しでも知ってもらうことが、市民らの権利救済・保護に値する。	2020年度は新型コロナウイルス感染拡大に関連する情報に限定していたが、細則改正により、広く市民または事業者の権利利益の擁護に有益な情報全般に対象を拡大した。	SNSにおいてリンクを貼る行政のホームページは、リンクフリーのページのみであり、行政の了承をとることはしておらず、弁護士会の判断でリンクを貼っている。
2	弁護士業務改革委員会				
(1)	行政法律セミナー	自治体職員に有益な情報提供を行うべく、2のテーマについて弁護士を講師に研修会を開催する。	法律全般	平成18年度から毎年開催。ただし、令和2年度のみコロナウィルス感染拡大防止の観点から中止。令和5年度は、会場を弁護士会館5階ホールとし、自治体から希望があればDVDを貸出すことにより実施した。令和5年度に実施した講演のテーマは次の4つ。 7月20日「民法基礎と改正～所有者不明土地関連を中心に～」 「発信者情報開示・投稿記事削除の実務[令和5年版]」 7月24日「成年後見制度の概説～申立時のポイントなど～」 「債務整理・破産・個人再生～債務者の生活再建の観点から～」	
(2)	空き家対策	空き家対策に関する協定書締結、委員の派遣	空家等対策の推進に関する特別措置法	平成29年以降、当会が空き家協定を締結した自治体は、順に次のとおりである。名古屋市、豊橋市、新城市、岡崎市、日進市、一宮市、稲沢市、田原市、刈谷市、豊川市、蒲郡市、豊明市。 令和5年3月26日の名古屋市主催の市民向け空き家シンポに、名古屋市の協定締結団体として講師及びパネリストを派遣した。	
(3)	空き家110番	年4回、電話による無料相談会の開催	空家等対策の推進に関する特別措置法	平成29年度から毎年4回ずつ電話による無料相談会を開催。協定を結んだ自治体には広報について協力をいただいている。	令和3年4月1日から空家等及び空地問題対策事業運営規則を施行。相談担当者名簿を調製。

令和6年度実施予定の行政等との連携事業一覧

No.	事業名	事業内容	事業の必要性等	過去の事業実績等	備考(その他特記事項)
(4)	校長会	小中学校長に対する講演・グループディスカッション	小中学校長に法律の基礎を理解してもらう	毎年12月第一週に開催し、学校事故、スポーツ事故についてグループディスカッションを実施している。	
(5)	愛知県包括外部監査人推薦依頼	令和7年度愛知県包括外部監査人推薦依頼がなされた場合には、当会会員の中から適任者を推薦する。	包括外部監査は平成11年度から中核市以上の自治体に義務付けられているが、8割近くは公認会計士から選任されているのが実情である。しかし、制度導入の経緯から、適任者は弁護士資格者であり、弁護士からの登用を各自治体に働きかけるべきである。その一環として、自治体から推薦依頼がなされた場合には、当会会員から適格者を推薦する必要がある。	毎年推薦依頼に対して適格者を推薦し、2010、2011、2012、2022、2023、2024年度は、当会会員が愛知県包括外部監査人に選任された。	
(6)	豊田市包括外部監査人推薦依頼	令和7年度愛知県包括外部監査人推薦依頼がなされた場合には、当会会員の中から適任者を推薦する。	包括外部監査は平成11年度から中核市以上の自治体に義務付けられているが、8割近くは公認会計士から選任されているのが実情である。しかし、制度導入の経緯から、適任者は弁護士資格者であり、弁護士からの登用を各自治体に働きかけるべきである。その一環として、自治体から推薦依頼がなされた場合には、当会会員から適格者を推薦する必要がある。	毎年推薦依頼に対して適格者を推薦し、2007、2008、2009、2019、2020、2021年度は、当会会員が豊田市包括外部監査人に選任された。	
(7)	公正取引委員会からの情報提供と意見交換会	公正取引委員会中部事務所からは、「公取中部だより」の発行について当会に情報提供していただき、当会職員から会員に周知している。また、公正取引委員会からは、独占禁止法や下請法に関する情報提供をいただき、その周知方法について意見交換している。	独占禁止法と下請法の理解を深めるため、公正取引委員会と連携する必要がある。	毎年、独占禁止法相談事例や下請法の違反事例などを参考に、公正取引委員会職員を講師としてお招きし、研修会を開催している。また、その開催のために、同職員と業革委員会委員、中小企業支援センター委員との間で意見交換を行っている。	
(8)	国税不服審判所研修会	国税不服審判所職員による制度と実務の解説	国税不服審判所の実務に関する情報提供や任期付き公務員応募者の開拓のため、国税不服審判所と連携する必要がある。	毎年5～6月に研修会を実施している。	
(9)	表題部所有者不明土地解消作業	法務局主導の表題部所有者不明土地解消作業に協力するため、所有者等探索委員を当会会員から派遣し、表題部所有者不明土地解消作業に尽力する。	法務局主導の表題部所有者不明土地解消作業のためには、弁護士の法的な視点観点が不可欠であり、所有者等探索委員を当会会員から派遣する必要性は高い。	2023年度に所有者等探索委員を当会会員から推薦した。実務的にも、所有者等探索委員の判断により、表題部所有者不明土地問題が解消された実例が生じている。	
(10)	国庫帰属に関する東海財務局との意見交換会	国庫帰属制度に関する意見交換を東海財務局と当会との間で行うもの	所有者不明土地問題の解消のため、財務局では国庫帰属のあり方を見直している。併せて、新たに導入された相続土地国庫帰属制度やその他の法令による国庫帰属のあり方を当会会員に周知する必要がある。	2021年度、国庫帰属のあり方に関する会員向けアンケートを実施し、それをもとに東海財務局との間で意見交換会を実施した。2023年度にも、相続土地国庫帰属制度の現状や問題点について、東海財務局との間で意見交換会を行った。	
3	法律相談センター運営委員会				
(1)	自治体法律相談	各自治体との契約に基づき、法律相談を行う。		過去から継続中。	
(2)	無料相談契約自治体・社協との懇談会	自治体での法律相談を充実させるために、弁護士と自治体職員とで意見交換会を行う。		毎年1回行っている。	今年度も自治体職員に対して、意見交換会の前に弁護士によるミニ講演を行った。

令和6年度実施予定の行政等との連携事業一覧

No.	事業名	事業内容	事業の必要性等	過去の事業実績等	備考(その他特記事項)
4	民事介入暴力対策委員会				
(1)	国土交通省中部地方整備局との連携	不当要求事案に関する随時の法律相談、愛知県警・愛知県弁護士会・中部地方整備局で行っている意見交換会の定例開催、中部地方整備局の職員講習や個別暴排団体(設楽ダム暴排協議会など)への講師派遣など。	連携の経緯(平成20年当時、暴力団等反社会的勢力が土地収用事案に地権者代理人として介入し、行政活動を阻害して不当な利益を得る事件が多発した。これを機に、国交省が警察庁、日弁連に協力体制の構築を求め、これに応じて各地の地方整備局と弁護士会の連携が平成23年ごろから始まり、現在も続いている。)。反社会的勢力の介入方法が複雑化・隠密化する例や、用地交渉だけでなく工事部門にまで広がる例もあり、必要性は続いている。	愛知県は、中部地方整備局の本拠地でもあることから、意見交換会には三重や岐阜の弁護士も参加している。令和元年12月には、中部地方整備局と愛知県弁護士会の共催で連携10周年イベントを開催し、いつでも気軽に相談できる”顔の見える関係”を築いている。中国地方整備局と広島県弁護士会民暴委員会において、用地収用における不当要求対策をテーマにしたQ&Aが制作され、それをブラッシュアップしたQ&Aが日弁連民暴委員会で制作されている。	現在、相手方への通知文書の作成・発送、相手方への架電、交渉への同席及び説明補助等、訴訟に至らない案件について弁護士に代理権を付与する方向で調整中である。
(2)	愛知県暴力追放運動推進センターとの連携	暴力団に代表される反社会的勢力による民事介入暴力事案の法律相談、機関紙「eネット暴追あいち」への寄稿、暴対法の定める不当要求者対応責任者講習への講師派遣、行政対象暴力責任者講習への講師派遣など。	愛知県暴力追放運動推進センターは、暴対法に規定された暴力追放運動推進センターである。暴力団構成員の総数は減少傾向にあるものの、その周辺者や偽装離脱者、さらには準暴力団などの反社会的勢力は存在し、暴力団顔負けの資金獲得活動を行っている今日、その被害者救済の必要性は今も続いている。暴力団の潜在化、反社会的勢力の資金獲得方法の複雑化・巧妙化に対応するため、関連情報のやり取りは継続的に続けられている。	暴対法の組長使用者責任訴訟における原告(依頼者)保護。民暴被害者の救済活動として行う愛知県暴力追放運動推進センターの相談の事案から、損害賠償請求訴訟や組事務所明渡訴訟、街宣禁止の仮処分命令申立て事件などの事件に発展する場合もある。そのような場合に、委員会有志により、弁護団を結成して事件に対処してきた実績がある。なお、このような事件への対処に当たっては、愛知県暴力追放運動推進センターから被害者回復のための民事訴訟費用の貸付を受けることで、被害者の救済に努めている。	令和4年11月1日より、暴力追放愛知県民会議から愛知県暴力追放運動推進センターに名称変更された。
(3)	一宮市との連携	①高齢者等からの相談にかかる助言、②介護事業者、ケアマネージャー及び一宮市職員に対する助言指導、③マニュアルの作成ならびに作成支援、④研修等における講師派遣。	高齢者が特殊詐欺や押し付け商法等の消費者問題及び高齢者の親族または養護者による財産の収奪等の経済的虐待等に対応するため、市と弁護士会が持つそれぞれの組織力をネットワーク化することで、情報の共有及び協力連携を図り、安全で安心な高齢者の生活環境を確保する必要がある。	「撃退マニュアル」の作成・配布・弁護士による特殊詐欺被害の防止に関する講演・相談担当弁護士の紹介	

令和6年度実施予定の行政等との連携事業一覧

No.	事業名	事業内容	事業の必要性等	過去の事業実績等	備考(その他特記事項)
5	子どもの権利委員会				
(1)	講師派遣事業	愛知県下の小・中学校の小学6年生～中学2年生の児童・生徒を対象に、各クラスに1名ずつ弁護士を派遣して、いじめ予防のための授業をする「いじめ予防出張授業」を実施しています。そのほか、行政職員、教職員、保護者等向けにいじめ、体罰、児童虐待、非行、不登校、校則問題等子どもの権利に関わる講演会、研修会の講師も派遣しています。	いじめに関連する不幸な事件が続く中、「いじめはいけない」という「指導」だけではなく、児童・生徒が自分自身の問題として、いじめについて深く考える機会を持つことが不可欠です。当会では、いじめが人権侵害であることを実際のケースを基に説明した上で、いじめを減らすためにそれぞれの立場で何ができるかを考えてもらう授業案を作成し、一方的な講義ではなく、児童・生徒の主体的な意見を踏まえた双方向のいじめ予防出張授業を実施しています。また、子どもの権利は社会的に注目を集めているところ、教育委員会、学校、教員の自主組織等が主催する研修や、行政職員、保護者等向けの講演会、研修会等に、いじめ・体罰・児童虐待・非行・不登校・校則問題等子どもの権利に関する講演を行う講師を派遣しています。	いじめ予防出張授業は、平成26年度から開始しており、直近では、本会で(西三河支部を除く)以下のとおり実施しました。 令和3年度67校179クラス 令和4年度58校161クラス 令和5年度94校247クラス(2023年12月26日現在) 原則有償として実施校の費用負担をお願いしていますが、授業の意義からは有償実施のみには限定しがたいので、予算がつかない学校については、一部会が費用を負担して実施しています。 講師派遣については、令和5年度は、小児科医会からの依頼で子どもの権利についての講演、学校保健会からの依頼でいじめ、不登校、保護者トラブルについての講演、市からの依頼で中学生向けの人権講座、学校からの依頼で生徒向けのSNSの利用についての講演、多文化共生社会についての講演、教職員・保護者向けのいじめ予防についての講演などを実施しました。	
(2)	スクールロイヤー事業	日々学校で発生する様々な問題について、子どもの最善の利益を念頭に置きつつ、教育や福祉等の視点を取り入れた法的観点からの助言を学校に対して継続的に行います。	いじめ、不登校、問題行動などの学校で発生する諸問題の多くは様々な要因が絡み合う複雑なものであり、学校においても法や法的価値観に基づく紛争の解決や予防が求められています。そして、問題が深刻化する以前に、その背景にある問題を見付け、法的観点に基づく助言を受けることが日常的に可能になれば、紛争の発生を未然に防止することが可能になります。近年スクールロイヤーに対する社会的要請が叫ばれるようになり、令和2年度から、都道府県及び指定都市教育委員会における弁護士等への法務相談経費について、普通交付税措置が講じられ、令和2年12月、文部科学省は、「教育行政に係る法務相談体制構築に向けた手引き」を出しました(令和4年3月には第2版が出ています)。子どもに関わるチームの一員としてスクールロイヤーが加わることは、子どもを中心とした学校運営を可能にするだけでなく、現在社会問題となっている教員の多忙化解消、精神的疲労の緩和、燃え尽き防止等にも資することになります。	令和元年度は長久手市において「学校巡回弁護士試行事業」を実施し、弁護士が子どもの育ちの場である学校教育の場でどのような役割を果たすべきかを考えるスクールロイヤーに関するシンポジウムを実施しました。 長久手市では令和2年度から正式事業として実施され、当委員会委員を学校巡回弁護士(スクールロイヤー、以下「SL」)として派遣しています。 また、愛知県教育委員会では、令和2年度から義務教育課、令和4年度から高等学校教育課及び特別支援学校についてのSL制度を開始しました。いずれのSLにも当委員会の委員をはじめとする弁護士を派遣しています。 令和5年度からは、尾三地区自治体間連携事業として4市町(日進市、東郷町、豊明市、みよし市)でもSL事業が実施され、当委員会委員をSLとして派遣しています。 当委員会は、さらに、望ましいSL像の検討やSLに求められる知識の習得のため、平成30年度から弁護士向けにSLや学校に関する勉強会を継続的に行っています(テーマ:学校及び教育委員会の組織、生徒指導、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、いじめ問題、校則問題、不登校等)。	
(3)	委員派遣事業	①いじめに関わる各種委員:いじめ問題対策連絡協議会(いじめ防止対策推進法14条1項)、重大事態発生時の教育委員会の附属機関(同法14条3項、28条)、自治体の長の設置する第三者機関(30条2項)など、②「子ども条例」など子どもに関わる条例制定・改正の際の委員、③子ども施策に関する審議会等の委員、④要保護児童対策協議会の委員、⑤子どもの権利条約に基づく子どもの権利擁護委員(子どもオンブズパーソン)など、子どもに関わる施策について、専門的知識のある委員を派遣します。	文科省のいじめの防止等のための基本的な方針では、重大事態の調査において弁護士の参画の有効性が述べられています。特に、いじめの重大事態が起きた場合は、事実認定を行う必要があり、いじめ・教育・福祉に精通した弁護士の存在は不可欠です。 また、令和5年4月1日からは、こども基本法が施行され、子ども施策においては、子どもの権利及び子どもの最善の利益を保障する必要がある。子どもの権利委員会では、児童虐待や未成年後見人等の児童福祉、いじめ・不登校・体罰等の学校問題、非行への取り組みを通じて子どもの権利保障に関する研鑽を重ねています。その法的知識や実践を踏まえた情報・意見が、子どもの権利を保障する子ども施策策定には不可欠です。	①～⑤全ての委員について、県及び複数の基礎自治体に派遣しています。	

令和6年度実施予定の行政等との連携事業一覧

No.	事業名	事業内容	事業の必要性等	過去の事業実績等	備考(その他特記事項)
6	高齢者・障害者総合支援センター運営委員会				
(1)	市町村職員向け成年後見講座	成年後見制度における市町村の果たすべき役割(市町村長申立て、利用支援事業の整備・拡充)は大きいことから、市町村担当者向けに、成年後見制度の意義や申立の実務等についての講義、パネルディスカッションを社会福祉士会と共催で実施する。	平成28年の成年後見制度利用促進法の成立、翌29年に同基本計画が閣議決定されたことを受け、各自治体では、中核機関の設置等を含む地域連携ネットワーク構築の対応を迫られている。今後、成年後見制度を含む福祉行政分野において、弁護士会と行政との連携を深めることが必須となる中で、弁護士会が主導して行政の担当者に必要な情報を提供するとともに、当会の活動内容を行政に周知する機会としての意義もある。	これまで毎年集合型で実施しており、参加者からも好評を博していたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、収録した動画を社会福祉士会のHP上で提供したり、DVDを作成して関係各所へ送付した年度もあった。令和5年度は、対面方式で実施。	
(2)	地域包括支援センター法律支援業務	高齢者の地域包括ケアの中核を担う地域包括支援センターに対し、担当弁護士を割り当てることにより、センター職員が抱える個々のケースで直面する法的課題に対する助言を行う。	高齢者はいわゆる情報弱者であり、法的課題に直面していても自ら弁護士にアクセスすることは困難な状況にある。そのため、高齢者と地域をつなぐプラットフォームとしての役割も期待される地域包括支援センターの職員が、必要な時に気軽に弁護士に法的助言を求める体制を構築することにより、法的サービスを必要としている高齢者支援につなげる必要性がある(電話、FAXでの相談対応は無料対応)。 なお、名古屋市からは、地域包括支援センターへ弁護士が定期的に訪問しての面談相談やメールでの随時相談の実施を含む「地域包括支援センター法務能力支援事業」を令和2年度から有償で受託している。	名古屋市内の全29センターの他、愛知県全域の地域包括支援センターから申込みがあり、担当弁護士を割り当てている。	
(3)	地域の権利擁護に向けた施策・取組への支援	地域の権利擁護のための新たな制度・取組みの立ち上げ等の場面において、他の地域での取組の実例等も踏まえた助言や支援を行う。	必要な人に成年後見制度が活用されるためには、自治体や中核機関が果たすべき役割は大きく、次期基本計画でも権利擁護のための地域連携ネットワークの持続的な機能強化に向けての取組が求められている。しかしながら、自治体や中核機関の規模によっては、マンパワーや知識・経験の不足等の問題があり、弁護士(会)による実務的な支援・助言が必要となる場面が考えられる。	自治体との間での協定(成年後見申立てに関する支援、アセスメントへの協力、候補者の推薦等を内容とするもの)を締結したり、権利擁護に関する制度立ち上げに関して自治体へ助言を行う等している。また、候補者推薦後に再度調整の必要が生じた場合、中核機関からの相談・要請に対応する。	
(4)	自治体に取り組む重層的支援体制整備事業への助言	重層的支援体制整備に取り組む自治体と連携し、複合的な法的課題を抱えるケースに対すして法的助言を行う	世帯の中に複合的な課題を抱えるケースでは、複数の分野に関する法的な検討が必要な場面が少なくないため、弁護士会内でも高齢・障害分野だけでなく、子ども、精神保健、貧困、消費者問題など、各分野を取り扱う委員会で協力をして相談体制の整備に着手している。	R4から名古屋市との間で相談体制の連携(16区のうち4区)を試行的に開始している。R5年度は8区、R6年度は全16区において事業実施見込みである。	

令和6年度実施予定の行政等との連携事業一覧

No.	事業名	事業内容	事業の必要性等	過去の事業実績等	備考(その他特記事項)
(5)	障害者基幹相談支援センター法律支援業務	地域における障害者の相談支援の中核的な役割を担う機関である障害者基幹相談支援センターに対し、担当弁護士を割り当てることにより、センター職員が抱える個々のケースで直面する法的課題に対する助言を行う。	高齢者と同様に障害者も、法的課題に直面していても自ら弁護士にアクセスすることは困難な状況にある。そのため、地域における障害者の身近な相談支援の窓口である障害者基幹相談支援センターの職員が、必要な時に気軽に弁護士に法的助言を求める体制を構築することにより、法的サービスを必要としている障害者の支援につなげる必要がある(電話、FAXでの相談対応は無料対応)。	名古屋市内の全区に各1つずつ16のセンターがあるところ、このうち東ブロック(中区、名東区、昭和区、千種区)の障害者基幹相談支援センターを対象に、平成29年10月1日から、各区ごとの担当弁護士を選任して本業務の試行を開始した。約2年あまりの試行中、中区5、名東区、昭和区0、千種区1件(いずれも概数)の相談があった。 令和元年9月2日、当会と名古屋市との協議の場が持たれ、名古屋市としても、当会と基幹相談支援センターとの連携強化に向けて前向きに検討するとの回答をいただいた。令和4年1月14日、名古屋市より本業務の開始について「進めていただく方向でよい」との回答をいただいた。 この経緯をふまえ、令和4年7月から名古屋市内の全障害者基幹相談支援センターを対象とした法律支援業務を開始した。名古屋市内の全16センターを4つのブロックに分け、各ブロックに3名ずつ(合計12名)の担当弁護士を割り当てている。 令和5年度からは、名古屋市から有償で受託しており、名古屋市内の全16センターに1名ずつ担当弁護士を割り当てて、原則として隔月で担当弁護士がセンターを訪問している。	
(6)	名古屋市地域包括支援センター巡回法律相談事業	名古屋市内の地域包括支援センターにおいて、弁護士が、地域の高齢者等からの法律相談に対応する。	高齢者はいわゆる情報弱者であり、法的課題に直面していても自ら弁護士にアクセスすることは困難な状況にある。地域の高齢者の身近な相談窓口であり、高齢者と信頼関係を構築している地域包括支援センターにおいて法律相談に対応することで、アクセスの改善をはかる。	令和4年度までは法テラスが関与した形で名古屋市内の巡回法律相談を行っていたが、令和5年度は法テラスの関与がなくなり、愛知県弁護士会と名古屋市との契約により実施している。 令和5年度より、名古屋市から有償で受託しており、高齢者が相談料負担を気にすることなく相談ができる体制となっている。 令和5年度は9月までの半年で100件を超える相談件数となっており、相談件数が大幅に増加している。	
7	犯罪被害者支援委員会				
(1)	名古屋市 犯罪被害者支援員支援	名古屋市犯罪被害者等支援条例に基づく支援員の業務支援として、その相談等に応じます。	名古屋市犯罪被害者等支援条例に基づく支援業務として、相談窓口の対応、支援金等の支給などがありますが、そうした中で、刑事実体法、手続法の問題、条例や要綱の解釈問題といった法律問題が生じ、それに対するアドバイスを行っています。	本年度も2週間に1回の割合で名古屋市役所の支援員と面談を行って支援を行いました。また別途、個別の法律問題についてメールでの質問の回答も行いました。	
(2)	愛知県 被害者支援連絡協議会	同協議会は、平成23年4月、犯罪被害に遭われた方やそのご遺族の方に対し、関係機関・団体等が協働して支援施策を推進することを目的として設立されたものです(現在の設置根拠は、愛知県犯罪被害者等支援条例第9条)。庶務は、愛知県と愛知県警が行う。 毎年1回開催する定例総会のほか、途切れのない支援を行うため、犯罪被害者支援に関する情報共有や連携強化等を目的とした検討会(「被害者支援活動推進検討会」)の開催、広報啓発活動等を行っています。 これらに参加し、弁護士会ができる支援について情報提供を行っています。	2016年の軽井沢スキーバス事故の際に、被害者支援のために関係機関の連携の必要が強く認識されて始まったものであり、被害発生直後のマスコミ対応や刑事、民事手続の対応が必要となるため参画しています。	令和5年度中は、被害者支援連絡協議会の定例総会に参加し、また、「被害者支援活動推進検討会」が3回にわたって開催されたため参加し、仮想の大規模事故について関係機関がどのような支援を行えるのかの検討や、また、連携のシミュレーションの確認を行いました。	

令和6年度実施予定の行政等との連携事業一覧

No.	事業名	事業内容	事業の必要性等	過去の事業実績等	備考(その他特記事項)
(3)	被害者連絡協議会	愛知県警と連携し、各警察署において行われる被害者連絡協議会への講師を派遣します。	愛知県下の各警察署は住民に最も身近な警察組織であり、犯罪被害者への二次被害の防止等、犯罪被害者支援にあたっての重要な法的問題について知ってもらうために、当委員会から講師派遣をしています。	令和5年度は、コロナ禍の影響のため、講師派遣の要請が1件だけでしたが、コロナ禍が落ち着けば、講演等の講師派遣の要請があるものと思われます。	
8	法教育委員会				
(1)	名古屋法教育研究会との協働による授業実践	名古屋市教育委員会と連携し、名古屋市内の中学校社会科教員と当委員会委員で構成する名古屋法教育研究会において、弁護士の関わる社会科の「授業作り」「教材作り」「実践授業」を行います。今年度は、愛知県その他の教育委員会とも連携をしたいと考えています。	「18歳選挙権」の導入、令和4年4月からの成年年齢の引き下げにより「主権者教育」が注目されるようになった昨今、教員の「法教育」への関心も高まっていることに加え、改訂・実施済みの学習指導要領(特に高等学校では新科目「公共」の設置)では、「主体的・対話的で深い学び」(アクティブ・ラーニング)の視点に立った授業改善が掲げられていることから、これまで以上に、教育の現場における教員と弁護士の連携が求められているものと考えます。この点、当会の弁護士の複数派遣の方式は、教育現場における政治的中立性を維持することに適しています。	毎年、複数の教員及び委員にて、授業作り・授業実践が行われています。令和5年度は名古屋市立城山中学校、名古屋市立山王中学校、名古屋市立昭和橋中学校の3校において、「これからの人権保障」や「外国人の人権」をテーマにグループディスカッションを行いました。	
(2)	講師派遣事業	愛知県下の小学校、中学校及び高等学校に講師を派遣し、朗読型模擬裁判やディベート等の手法により、法教育に関連した授業を実施します。	「18歳選挙権」の導入、令和4年4月からの成年年齢の引き下げにより「主権者教育」が注目されるようになった昨今、教員の「法教育」への関心も高まっていることに加え、改訂・実施済みの学習指導要領(特に高等学校では新科目「公共」の設置)では、「主体的・対話的で深い学び」(アクティブ・ラーニング)の視点に立った授業改善が掲げられていることから、これまで以上に、教育の現場における教員と弁護士の連携が求められているものと考えます。この点、当会の弁護士の複数派遣の方式は、教育現場における政治的中立性を維持することに適しています。	令和4年度は申込件数が34件(うち1件は新型コロナウイルス感染の影響でキャンセル)、年度内に合計152名の講師を派遣しました。令和5年度は申込件数が43件(令和6年1月10日現在。うち1校キャンセル)と増加しており、年度内に200名近い講師を派遣することとなる見込みです。授業の詳細等については、当委員会作成の「法教育ニュース」バックナンバーをご参照ください。 (https://www.aiben.jp/about/katsudou/houkyo/post-7.html)	
9	国際委員会				
(1)	ジェトロ(日本貿易振興機構)名古屋との共催セミナー	ジェトロ名古屋との共催にて、2024年2月に輸出にかかる売買契約セミナーを開催予定。委員から講師も派遣。	県内の事業者に対して、弁護士会においてこのような国際法務に対応する能力があることを周知し、中小企業海外展開支援弁護士会紹介制度の利用を促進するため。	(過去5年間のもの)2018年2月ベトナム・カンボジア労働法セミナー、2018年10月英文契約書セミナー(商社・輸出事業者向け)、2018年11月外国人の雇用・労務管理セミナー、2018年12月インドネシア法セミナー、2019年7月外国人材の雇用・労務管理セミナー、2020年10月ベトナム企業法・投資法セミナー、2021年7月21日海外企業とのM&Aに関する英文契約書セミナー、2022年3月1日株式譲渡契約セミナー、2022年9月8日個人情報保護法セミナー、2022年12月16日秘密保持契約英文契約セミナー、2023年3月10日代理店販売契約英文契約セミナー	
10	災害対策委員会				
(1)	地方自治体との災害時の相談 その他被災者支援活動に関する協定締結	左記のとおり	災害時に被災者支援活動をするに際し、自治体と協定は不可欠。県及び全市町村と協定締結しておく必要がある。	県内11市と締結済。岡崎市と協議中。	

令和6年度実施予定の行政等との連携事業一覧

No.	事業名	事業内容	事業の必要性等	過去の事業実績等	備考(その他特記事項)
(2)	災害ケースマネジメント実施に向けて協議	各市町が検討する災害ケースマネジメントに関与し、推進する。	昨年来、内閣府が全市町村に災害ケースマネジメントを実施すべく説明会を開催してきた。岡崎市は実施すべく推進会議を設置予定。弁護士も1名委員に加わる予定。	災害ケースマネジメントの手引き愛知県版をNP0が作成。今年度愛知県版の啓蒙活動として適宜勉強会を開催予定。	
11	西三河支部				
	西三河支部高齢者障がい者委員会				
(1)	地域包括支援センター法律支援業務	西三河に設置された地域包括支援センターに対して法律支援業務(職員向け相談の拡充)を実施している。 具体的には、担当弁護士を配置し、電話・FAX相談、ケース会議への参加、講演の実施等を行っている。	地域包括支援センター法律支援業務(職員向け相談の拡充):2025年問題への対応上、各自治体における地域包括ケアシステムの促進が求められ、地域包括支援センターが高齢分野における住民福祉のワンストップサービスの窓口、地域ネットワークの拠点としての活動を求められていることからすれば、同センター職員の法務能力の強化、法的支援の増進は危急の問題である。	各地域包括支援センターに、担当弁護士を配置し、電話・FAX相談、ケース会議への参加、講演の実施等を行っている。	
(2)	事例検討会	行政福祉職、地域包括支援センター職員、福祉事業所との情報交換及び事例検討会の実施	高齢者障がい者に関する法的問題解決のためには、福祉専門職との連携を図ることが不可欠である。	事例検討会の実施:少人数のグループで事例検討をした後、各グループ代表者より検討結果を発表し、弁護士による講評をした。	
	西三河支部子どもの権利委員会				
(3)	いじめ予防出張授業	西三河支部管内の小中学校の小学5年生～中学2年生の生徒を対象に、全クラスに1名ずつの弁護士を派遣し、いじめ予防出張授業を実施しています。	いじめに関連する不幸な事件が続く中、「いじめはいけない」という「指導」だけではなく、児童生徒が自分自身の問題として、いじめについて深く考える機会を持つことが不可欠です。当委員会では、本会子どもの権利委員会と連携して、いじめが人権侵害であることを実際のケースをもとに説明した上で、いじめを減らすためにそれぞれの立場で何ができるかを考えてもらう授業案を作成し、一方的な講義ではなく、児童生徒の主体的な意見を踏まえた双方向の授業を実施しています。	H27年度 8校・26クラス H28年度 21校・70クラス H29年度 18校・53クラス H30年度 14校・55クラス H31(R1)年度 10校・32クラス R2年度 12校・38クラス R3年度 20校・62クラス R4年度 8校・29クラス R5年度 11校・47クラス 原則有償として実施校の費用負担をお願いしていますが、授業の意義からは、予算がつかない学校についても無償で実施しています。	

令和6年度実施予定の行政等との連携事業一覧

No.	事業名	事業内容	事業の必要性等	過去の事業実績等	備考(その他特記事項)
西三河支部消費者委員会					
(4)	消費生活相談員との勉強会および情報交換	定期的に(毎月1回)、各市町の消費生活相談員と委員との間で、消費者問題に関する勉強会や、近時の消費者相談の実情についての情報交換を行う。	消費者相談は、様々な悪質商法の手口、態様などが時期とともにどんどんと変わっていく傾向にあり、弁護士としても、相談の現場で日々対応している消費生活相談員から、新鮮な情報を提供してもらう必要性は高く、実際の相談に対応するに当たっては、相談員と弁護士との連携が必要になる場合もあり、平素から相互の信頼関係を涵養しておく必要がある。 助成金はない。	本委員会では、数年来にわたって同様の取り組みを継続してきている。 他会における実績については不明。	
(5)	消費生活相談員からの消費生活に関する電話による随時相談	あらかじめ名簿に登録された担当弁護士が、管轄区域(愛知県弁護士会西三河支部管内)の各市町の消費生活相談員から、随時、電話にて消費生活に関する相談を受ける。	消費生活相談員と弁護士との間では、平素から相互の信頼関係を涵養しておく必要があるところ、各相談員が軽微な疑問点などについて随時弁護士に電話で相談できる体制を構築しておくことで、上記信頼関係の涵養に資するため。	本委員会では、数年にわたって同様の事業の実施を継続している。	
(6)	消費生活に関する紛争案件への弁護士推薦	あらかじめ名簿に登録された担当弁護士が、管轄区域(愛知県弁護士会西三河支部管内)の各市町の消費生活相談員から、相談員が弁護士対応が必要であると考えた消費生活に関する相談について、相談担当弁護士として推薦を受ける。	消費生活相談員と弁護士との間では、平素から相互の信頼関係を涵養しておく必要があるところ、各相談員が、消費生活センターによる対応では限界があり、解決にあたっては弁護士による対応が必要であると考えた案件について、弁護士を推薦してもらう体制を構築することにより、上記信頼関係の涵養に資するため。	本委員会では、数年にわたって同様の事業の実施を継続している。	
(7)	消費者問題法律相談	委員の弁護士が、消費生活相談員(豊田市)からの面談相談の担当弁護士として対応する。	消費生活相談員からの消費者問題に対する相談に対しては、一般の法律相談に比しても専門性が要求されることもあることから、委員の弁護士が相談担当弁護士として対応する。	本支部では長年にわたって上記対応が継続されている。	
(8)	消費者問題法律相談	本支部会員(可能な限り本委員会委員)の弁護士が、消費生活相談員(安城市)からの面談相談の担当弁護士として対応する。	消費生活相談員からの消費者問題に対する相談に対しては、一般の法律相談に比しても専門性が要求されることもあることから、可能な限り委員の弁護士が相談担当弁護士として対応する。	本支部では長年にわたって上記対応が継続されている。	
西三河支部広報委員会					
(9)	社会科一日教室	西三河支部管内の中学校(主に中学3年生)を対象に出前授業(主に裁判員裁判の模擬裁判)を行う	出前授業を行うことにより、中学生に、裁判員裁判や弁護士業務へ関心を持ってもらうことが出来ており、必要性の高い事業である。	令和元年度実績 13校 令和2年度実績 8校 令和3年度実績 14校 令和4年度実績 19校 令和5年度実績 16校	
西三河支部法律相談委員会					
(10)	自治体法律相談	西三河支部管内の自治体の依頼により、市民向け法律相談を実施する(委託契約締結は愛知県弁護士会本会と自治体間)		岡崎市、豊田市、安城市、西尾市、みよし市、実績あり。	豊田市社会福祉協議会の委託による市民向け法律相談も実施している。
(11)	自治体等法律相談担当者との懇談会	自治体等での法律相談を充実させるために、西三河支部法律相談委員会委員と自治体等相談担当者で意見交換会を行う。	自治体等の相談担当者からの意見、要望を直接お聞きする貴重な機会であり、各法律相談業務を改善するきっかけとなる有意義な場となっている。	原則毎年1回行っている。	コロナの為令和2年、3年は中止

令和6年度実施予定の行政等との連携事業一覧

No.	事業名	事業内容	事業の必要性等	過去の事業実績等	備考(その他特記事項)
西三河支部民暴委員会					
(12)	暴力追放愛知県民会議との連携	暴力団に代表される反社会的勢力による民事介入暴力事案の法律相談、機関紙「eネット暴迫あいち」への寄稿、暴対法の定める不当要求者対応責任者講習への講師派遣、行政対象暴力責任者講習への講師派遣など。	暴力追放愛知県民会議は、その正式名称を『公益財団法人暴力追放愛知県民会議』といい、暴対法に規定された暴力追放運動推進センターである。 暴力団構成員の総数は減少傾向にあるものの、その周辺者や偽装離脱者、さらには準暴力団などの反社会的勢力は存在し、暴力団顔負けの資金獲得活動を行っている今日、その被害者救済の必要性は今も続いている。 暴力団の潜在化、反社会的勢力の資金獲得方法の複雑化・巧妙化に対応するため、関連情報のやり取りは継続的に続けられている。	暴対法の組長使用者責任訴訟における原告(依頼者)保護。 民暴被害者の救済活動として行う県民会議相談の事案から、損害賠償請求訴訟や組事務所明渡訴訟、街宣禁止の仮処分命令申立て事件などの事件に発展する場合もある。 そのような場合に、委員会有志により、弁護士団を結成して事件に対処してきた実績がある。なお、このような事件への対処に当たっては、暴力追放愛知県民会議から被害者回復のための民事訴訟費用の貸付を受けることで、被害者の救済に努めている。	西三河支部民暴委員会にて民暴相談担当者名簿を作成し、警察からの紹介や、被害者本人からの相談申込に随時対応している
12	東三河支部				
(1)	東三河支部広報委員会 出前授業(講師派遣) (本会法教育委員会との連携)	講師派遣 学校からの依頼に基づき、弁護士が学校で授業等を実施する。		～2022年度末までに、東三河支部管内(豊橋市、豊川市、田原市、新城市、蒲郡市、東栄町)の小学校～高校、延べ32校での派遣実績あり。	
(2)	東三河支部消費者委員会 消費者生活相談員との事例検討会、消費者問題法律相談	消費生活相談員との情報交換及び勉強会、法律相談(市民向け面談相談)の実施。		東三河広域連合との実績あり。	
(3)	東三河支部業務対策委員会 空家対策事業	市担当者との空家問題勉強会の実施。		豊橋市、田原市との勉強会開催実績あり	
(4)	東三河支部法律相談運営委員会 自治体法律相談	自治体の依頼により、市民向け法律相談を実施する(委託契約締結は愛知県弁護士会本会と自治体間)		豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市での運用実績あり。	社会福祉協議会からの委託による市民向け法律相談も実施している。
(5)	東三河支部法律相談運営委員会 法律相談契約自治体・社協との懇談会	自治体での法律相談を充実させるために、弁護士と自治体職員とで意見交換会を行う。		毎年1回実施。	

令和6年度実施予定の行政等との連携事業一覧

No.	事業名	事業内容	事業の必要性等	過去の事業実績等	備考(その他特記事項)
13	一宮支部				
(1)	自治体法律相談	自治体において法律相談を行う。	住民の法律相談に対応することで自治体の市民サービスに貢献する。	一宮市、稲沢市、江南市、犬山市において実施	
(2)	空き家対策	空き家対策に関する協定書締結、委員の派遣	空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく空き家対策事業について法的観点から支援をする。	弁護士会本会と一宮市、稲沢市との間で協定締結	
(3)	法の日週間記念行事	10月1日は、国民が法の役割や重要性について考えるきっかけになるように設けられた「法の日」であり、同日からの1週間が「法の日週間」である。愛知県弁護士会一宮支部では、平成22年度から、「法の日週間記念行事」として、毎年10月ころに、法の日が設けられた上記趣旨に沿うような行事を開催している。 一宮支部としても毎年講演を中心とした内容で周辺市町村から後援を受ける形で実施している。	法務省、最高裁判所、最高検察庁、日本弁護士連合会等も毎年同時期に法の日週間記念行事を開催しており、愛知県弁護士会では、当支部のほかに、本会、西三河支部、東三河支部、半田支部が毎年同時期に法の日週間記念行事を開催している。したがって、当支部としてもこれに沿う形で実施している。	令和4年度 「夢を持つことの大切さと困難に立ち向かう強さ」 (1) 令和4年11月20日(日)14:30～15:30 (2) 講師: 吉田沙保里(元レスリング日本代表) 令和5年度 「社会の変え方 明石市長の12年」 (1) 令和5年11月19日(日)14:10～15:45 (2) 講師: 泉 房穂(前明石市長) (3) 一宮市長との対談	(後援)一宮市、稲沢市、犬山市、岩倉市、大口町、江南市、扶桑町
(4)	法の日週間記念行事に伴う無料法律相談会	法の日週間記念行事に伴い、右記各自治体において、無料法律相談会を行う。	弁護士会の広報活動である記念行事のPR効果を拡充するとともに、管内の市民に対するリーガルサービスを提供する機会とする。	記念行事に附随する事業として管内の全自治体(犬山市、扶桑町、大口町、江南市、岩倉市、一宮市、稲沢市)において過去から継続して実施している。	
(5)	市民及び消費生活相談員からの消費生活に関する法律相談	年6回ないしは12回、消費生活相談日に弁護士が直接法律相談を行う。	日々、市民から消費者被害相談の窓口として様々な被害案件の相談を受けている消費生活相談員が、法的問題点について専門家である弁護士の適切な助言を受けることは、消費者行政において必要性が高い。	一宮市、犬山市、江南市、岩倉市において実施。	
(6)	消費生活相談員からの消費生活に関する電話による随時相談	担当弁護士が消費生活相談員から、随時電話で消費生活に関する相談を受ける。	日々、市民から消費者被害相談の窓口として様々な被害案件の相談を受けている消費生活相談員が、法的問題点について、必要な都度、随時電話で、専門家である弁護士の適切な助言を受けられる環境を確保することは、消費者行政において必要性が高い。	一宮市、犬山市、江南市、岩倉市において実施。	
14	半田支部				
(1)	法の日記念事業	年1回、愛知県弁護士会の周知を目的として、弁護士会半田支部会員による無料法律相談や催し物、著名人をお招きしての講演会等を行う。	愛知県弁護士会半田支部の周知のために必要である。支部の管轄である知多半島5市5町を対象に弁護士会の存在を知ってもらうとともに、親しみを持ってもらい、気軽に弁護士に相談しようという意識形成に貢献するため必要性が認められる。	毎年弁護士会会員による催し物と著名人による講演を設営し、多くの集客をしてきた。令和5年度は、10月7日(土)に半田市福祉文化会館(雁宿ホール)にて開催。午前の部は無料法律相談、午後の部は弁護士による法律クイズ並びに松本梨香さんのトーク&ミニライブを行った。なお、午後の部には700名以上の方が来館され、大盛況であった。	
(2)	自治体法律相談	各自治体において、法律相談を行う(常滑市、東海市、大府市、美浜町、南知多町)			